

厚木市「市の鳥」制定に係る市民投票実施要領

1 制定の目的

厚木市では、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、令和6年3月に改定した「みんなの生物多様性～生物多様性あつぎ戦略 2024－2030～」において、「ネイチャーポジティブ宣言」を行い、本市の豊かな自然環境を保全・回復し、次世代へ継承していく決意表明をしています。また、本年度は市制70周年であるとともに、今後の厚木市の方向性を示す第11次総合計画を策定しています。

こうしたことから、生物多様性の保全、環境への意識をより一層高め、市の豊かな自然環境を保つことや、今後の本市のまちづくりのシンボルを示すものとして「市の鳥」を制定するものです。

2 市民投票を行う候補となる鳥の選定方法

有識者から候補となる鳥を推薦いただき、厚木市制70周年記念事業実行委員会と連携し市民投票を行う候補となる鳥を5種に選定する。

3 投票資格

市内に在住、在勤または在学の方

4 投票期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

※ 郵送の場合は、締切日当日までの消印有効

5 投票方法等

(1) 電子申請サービス等から投票

電子申請サービス等から必要事項を入力の上、投票してください。

(2) 用紙による投票

所定の投票用紙に必要事項を記入の上、次のア～ウのいずれかにより投票してください。

なお、投票用紙はアの設置場所で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。

ア 投票箱に投函

設置場所	厚木市役所1階、市内15公民館（上荻野分館を含む）、あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
------	---

※ わたしの提案箱に投函してください。

イ 郵送

郵送先	〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 企画部企画政策課 宛て ※ 封筒に「市の鳥投票」と記載してください。
-----	---

ウ 持参等

持参場所	厚木市役所本庁舎 4 階企画政策課事務室又は市内のイベント等において「市の鳥市民投票実施場所」として企画政策課が指定した場所
------	--

※ 市内のイベント等において「市の鳥市民投票実施場所」を指定する場合は、ホームページ等で事前告知します。

6 投票回数等

- (1) 投票の回数は、1 人 1 回とします。
- (2) 1 人が投票できる候補は 1 種類までとします。

7 投票の無効

次の場合、投票が無効となる場合があります。

- (1) 同一人物による 2 回以上の投票があった場合
- (2) 投票用紙に必要事項が記載されていなかった場合
- (3) 上記、2 つのほか、本ルールが守られていない場合

8 その他

投票に係る郵送料等の費用については、投票者の負担とします。

9 個人情報の取り扱い

投票に係る個人情報については、投票状況の集計以外の目的では使用しません。

10 問合せ先

厚木市役所 企画部 企画政策課

電話 046-225-2450

Email 1100@city.atsugi.kanagawa.jp